

減価償却

- 1 減価償却資産とは
 - (1)有形固定資産 建物、建物附属設備（冷暖房設備、照明設備など）、構築物（下水道設備、へいなど）、機械装置、車両、器具備品
cf 土地、建設中のもの、書画・骨とう品は入らない。
 - (2)無形固定資産・営業権、ソフトウェアなど
cf 借地権、電話加入権は入らない。

- 2 償却方法
 - (1)取得価額が 20 万円以上のもの
 - ① 建物
 - 1) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された建物・定額法又は定率法
 - 2) 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得された建物：定額法のみ
 - ② 建物附属設備、構築物、機械装置、車両、器具備品・定額法又は定率法
 - ③ 営業権、ソフトウェアなど 定額法

※届出がないときは、定額法により計算する。
 - (2)取得価額が 10 万円以上20 万円未満のもの 一括償却資産として均等償却
 - (3)取得価額が 10 万円未満のもの・取得価額を全額必要経費

- 3 減価償却費の計算方法
 - (1)定額法
 - ① 有形固定資産
 - 1) 平成 19 年 3 月 31 日以前取得 取得価額×0.9×償却率＝×××
 - 2) 平成 19 年 4 月 1 日以後取得 取得価額×償却率＝×××
 - ② 無形固定資産 取得価額×償却率＝×××
 - (2)定率法 (取得価額－前年までの償却費の合計額) ×償却率＝×××
 - (3)一括償却資産・一括償却資産の取得価額の合計額－3＝×××

- 4 年の中途に減価償却資産を取得した場合
 - (1)有形固定資産：3.(1)①又は(2)の金額×A÷12
A 取得した日から 12/31 までの月数（1 月未満は 1 月とする）
 - (2)無形固定資産及び一括償却資産 3.(1)②又は(3)の金額のまま（月数按分不要）